第二条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項前段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の五第一項後段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改める。

第三条第一項中「第三十一条第一項の規定により」を「第三十五条の八の規定により読み替えて準用する通則法第三十一条第一項の」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「通則法」の下に「第三十五条の八の規定により読み替えて準用する通則法」を加える。

第四条及び第五条を次のように改める。

（業務実績等報告書）

第四条　機構は、システム法の研究開発に関する事項に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、次の表の上欄及び中欄に掲げる報告書及び項目の区分に応じ、同表の下欄に定める事項を記載しなければならない。

事業年度におけるシステム法の研究開発に関する事項に係る業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度におけるシステム法の研究開発に関する事項に係る年度計画に定めた項目	一　システム法の研究開発に関する事項に係る業務の実績（当該項目が、通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものであって、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものでない場合には次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　システム法の研究開発に関する事項に係る中長期計画の実施状況 ロ　当該事業年度におけるシステム法の研究開発に関するシステム法の研究開発に関する事項に係る業務運営の状況 ハ　当該項目にシステム法の研究開発に関する事項に係る当該指標及び当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該事業年度の前の毎事業年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該事業年度の前の毎事業年度の当該事業年度におけるシステム法の研究開発に関する事項に係るシステム法の研究開発に関する財務情報及び人員に関する情報 二　当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果（次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　システム法の研究開発に関する事項に係る評定及び当該評定を付した理由 ロ　システム法の研究開発に関する事項に係るシステム法の研究開発に関する業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載されたシステム法の研究開発に関する事項に係る改善方策のうちその実施に係るものが完了した旨の記載がない場合には、その実施状況	中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間におけるシステム法の研究開発に関する事項に係る業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	
	システム法の研究開発に関する事項に係る中長期計画に定めた項目	
一　中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間におけるシステム法の研究開発に関する事項に係る業務の実績（当該項目が、通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものでない場合には次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　システム法の研究開発に関する事項に係る中長期計画の実施状況 ロ　当該期間におけるシステム法の研究開発に関する事項に係る業務運営の状況 ハ　当該項目にシステム法の研究開発に関する事項に係る当該指標及び当該期間における毎事業年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎事業年度の研究開発に関するシステム法の財務情報及び人員に関する情報 二　当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に係るものの実施について機構が評価を行った結果（次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　システム法の研究開発に関する事項に係る評定及び当該評定を付した理由 ロ　システム法の研究開発に関する事項に係るシステム法の研究開発に関する業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策		
ハ　過去の報告書に記載されたシステム法の研究開発に関する事項に係る改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がない場合には、その実施状況		